

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
給付事業について

1 事業概要

国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

2 対象者

(1) ひとり親世帯

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者 〈申請不要〉

480世帯 子ども740人（見込み）

②令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、家計急変し収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 〈要申請〉

80世帯 子ども130人（見込み）

(2) ひとり親以外の世帯

①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯 〈申請不要〉

280世帯 子ども550人（見込み）

②家計急変し令和4年度の住民税均等割が非課税相当となった子育て世帯

令和4年度の住民税均等割が非課税の高校生のみを養育している者 〈要申請〉

80世帯 子ども180人（見込み）

3 給付額

児童1人当たり5万円

※平成16年4月2日から令和5年2月28日生まれの児童
（障害児の場合は20歳未満）

4 実施主体

島田市

5 事業費（補正予算計上分）

給付金 80,000千円（50,000円×1,600人）

事務費 5,999千円

合計 85,999千円

6 経費負担

給付事業費及び事務費は、国が補助（10/10）

7 今後のスケジュール（予定）

6月2日	6月市議会定例会 補正予算計上
議決後	システム改修等支給に向けた準備開始
6月中旬	児童扶養手当受給者へ通知発送 非課税世帯対象者の抽出開始 申請が必要な人については、市HP等により広報（随時更新）
6月29日	児童扶養手当受給者へ支給予定
7月1日	申請受付開始、随時支給（月2回程度）
7月下旬	非課税の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者へ支給予定
2月28日	受付締切（2月28日生まれの新生児分は3月15日まで）
3月31日	支給完了